

2021年1月8日 第359号

憲法共同センターNEWS

戦争する国づくりストップ！憲法を守り・いかす共同センター
〒113-8462 文京区湯島 2-4-4 全労連会館 03-5842-5611 (FAX 5842-5620)
http://www.kyodo-center.jp mail: move@zenroren.gr.jp

憲法共同センター「9の日」宣伝

1都3県に緊急事態宣言 時短要請は十分な補償と一体で！

いのち・暮らし守るための補償、医療体制の強化を！

憲法共同センターは1月8日昼、新宿駅西口で今年初めての「9の日」宣伝を行い、8団体19人が参加しました。コロナの感染者が急増し、7日に1都3県に緊急事態宣言が出されたのを受け、宣伝カーからの訴えと、スタンディングを中心とした宣伝行動としました。すすんで署名に協力する人や配布していたチラシがほしいとまとめて持って行かれた女性もいました。緊急事態宣言は、飲食店への時短営業要請が柱ですが補償は不十分、医療体制を抜本的に強化する財政支援もなされず、場当たりのものとなっています。これ以上、菅政権に任せていては、国民のいのちとくらは守れません。一日も早く、菅政権を退陣に追い込むため奮闘しましょう。



日本共産党衆議院議員の宮本徹さんが最初に訴えました。緊急事態宣言で飲食店への時短要請が出されたことに対し、「憲法22、29条にあるように営業の自由が保障されなければならない。要請に応えた場合、1日6万円が補償されるというが、納入業者はどうなるのかなど、それ以外の検討はこれからだと言う。順番が違うのではないか。要請に応じた場合に必要な補償をすることは政府に課せられた義務だ。だれ一人も取りこぼさず、自粛と補償はセットで行うべきだ」と強調しました。

全商連常任理事の今井誠さんは、「多くの中小業者から『ギリギリ』『もう限界』との声が寄せられている。十分な補償が必要だ。それなのに、持続化給付金は1月15日で打ち切られる。消費税は増税されたのに社会保障は改悪されている。そのことがコロナ禍で医療崩壊を招くような状況をつくり出したのではないかと訴えました。

全労連女性部事務局長の大西玲子さんは「コロナの感染拡大は、菅首相の無為無策、後手後手でしか対策を打たなかったもので人災ではないか」と指摘。「女性は非正規率が高く、多くの女性が職を失っている。女性の自殺が急増し胸が痛む。いのちを削りながら働く看護師、介護士、保育士には女性が多いが、専門職に見合った賃金や処遇になっていない。看護師は使命感でがんばっているが踏んばり切れない状況に追い込まれている。十分な補償が必要だ」と訴えました。